

社会福祉法人青垣福社会理事・評議員・監事等報酬規程

第1条 評議員に対して各年度総額 160,000円を超えない範囲で別表1に基づき報酬を支給する。

第2条 理事に対して各年度総額 1,200,000円、監事に対して総額 150,000円を超えない範囲で別表1に基づき報酬を支給する。

第3条 報酬の支払いは各事業年度末とする。ただし理事長の報酬（月額）は月末払いとする。

第4条 この規程の改廃は評議員会の議決を経て行うものとする。

別表1

役職員	報酬	金額
理事長	報酬（月額）	40,000円
理事	理事会出席（1回）	3,500円
	証憑書検査（1回）	3,500円
	研修会出席（1日）	3,500円
監事	監査会出席（1日）	7,000円
	理事会出席（1回）	3,500円
	研修会参加（1日）	3,500円
評議員	評議員会出席（1回）	3,500円
特別委員	特別委員会出席（日額）	7,000円
	特別委員会出席（半日）	3,500円
評議員選任解任委員	委員会出席（半日）	3,500円

- 1) 特別委員会は建設特別委員会・規程等検討委員会・学校関係者評価評議員会・保健安全委員会等とする。
- 2) 役員の間・学校行事、施設作業等の出席には報酬を支弁しない。
- 3) 当法人が行う研修会には報酬を支弁しない。
- 4) 役員の出張旅費は職員の旅費規程に準ずる。
- 5) 嘱託医師・嘱託歯科医・嘱託薬剤師は契約により定める。

付則 平成20年4月 1日一部改正
 平成22年4月28日一部改正
 平成24年3月23日一部改正
 平成25年8月 1日一部改正
 平成27年4月 1日一部改正
 平成29年6月28日一部改正